第２号様式（第５条関係）

地域景観づくり助成金交付決定通知書

（　文　書　番　号　）

年　　月　　日

様

大阪市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった地域景観づくり助成金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市地域景観づくり助成金交付要綱第５条第１項の規定により通知します。

１　助成金の交付額　　金　　円

２　助成金の交付の条件

(1) 助成事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市地域景観づくり助成金交付要綱第９条第２項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) 市長が、助成金の適正な執行を期するため、助成事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該助成事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。

(5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第７号）及び大阪市地域景観づくり助成金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

３　その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。